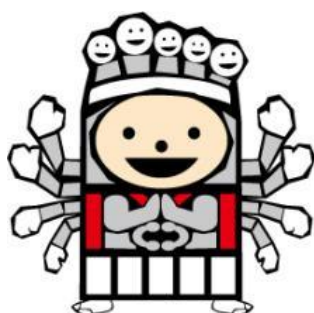




高鍋町景観計画(概要版)

1	景観形成の考え方	1
2	良好な景観の形成に関する方針	2
3	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	7
4	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	12
5	景観重要公共施設の整備に関する事項	12
6	景観づくりを推進するために	13



わがまち高鍋町は、県の中央部に位置し、海や山に囲まれた美しい自然あふれる町で、古くから「歴史と文教の町」としての伝統のある町です。

これら高鍋町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全することや、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、住民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、住む人、訪れる人の共感を呼び、本町の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化など、景観まちづくりへの展開にもつながります。

そのため高鍋町では、地域振興につながる景観まちづくりへの発展を見据えつつ、ノーマライゼーションの考え方やユニバーサルデザインの理念に基づく安全・快適ですべての人に優しいまちづくりと共に、本町の豊かな資源を活用した高鍋らしい景観づくりを推進するために、今後の羅針盤となる「高鍋町景観計画」を住民のみなさんとの協働により策定しました。

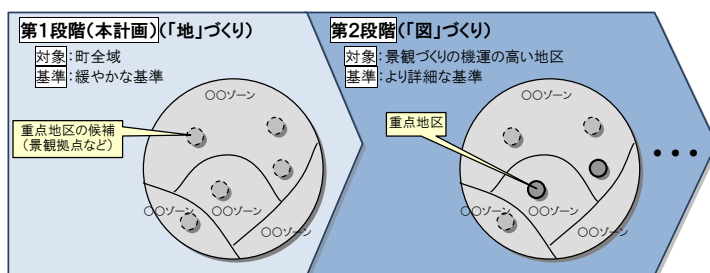
宮崎県 高鍋町

平成25年10月

1 景観形成の考え方

景観計画の位置付け

- 高鍋町景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す高鍋らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。
- また、高鍋町では、これまでに町域全体に関する景観形成の取り組みはなく、今回の取り組みがはじめてとなります。そのため、まずは景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、町域全体を対象とした景観の「地」づくりのための緩やかな基準等を含む景観計画を作成します。
- さらに、高鍋を代表する景観をもつ地区などで、景観づくりへの機運が高まった段階で、きめ細かな基準等を含む景観形成重点地区（仮称）への指定を検討するといった、“段階的な計画策定”を進めていくこととします。



▲段階的な計画策定のイメージ

高鍋の景観の主な魅力

①市街地景観

○平野に集積する市街地の景観



②田園景観

○九州山地を背に広がる水田景観



③海浜景観

○雄大な日向灘の景観



④台地景観

(北部)

○古墳群と農用地が調和した個性的な景観



④台地景観

(南部)

○開放感のある農業景観



⑤丘陵地景観

○湿原など自然豊かな緑の景観

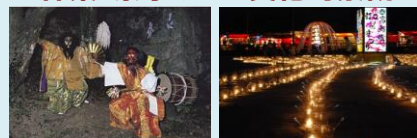


⑥歴史・文化的景観

○高鍋城址を中心とした城下町景観



○神楽・祭事などの文化的景観



2

良好な景観の形成に関する方針

景観計画の区域

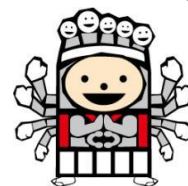
町全域を景観計画の区域として定めます。

基本目標と基本方針

町への愛着や誇りを持った住民の心が、心地よい地域景観を守り、育み、次世代へ継承していくことにつながります。この住民の心を原動力に、雄大な自然と歴史・文化が織り成す高鍋らしい景観を“守り”“育み”“つくり”ながら、住民の心が通った景観づくりを推進していきます。

景観づくりのキャッチフレーズ

海に山に城下町におだいっさん
ちんこめけど なんでもあるよ！
おもしろっちゃが！
たかなべ お宝景観づくり！



目標とする高鍋の景観を実現していくため、高鍋景観の4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を右記のように定めます。

まちなみ

- ①町の顔となる中心市街地の景観を守り・育てる！
- ②郷愁を誘う牧歌的な集落地の文化的景観を守り・育てる！
- ③幹線道路沿線の車窓景観を守り・育てる！

自然

- ④日向灘沿岸の美しい海浜景観を守り・育てる！
- ⑤小丸川を中心とした美しい田園景観を守り・育てる！
- ⑥広大な台地とそこからの良好な眺望景観を守り・育てる！
- ⑦湿地や変化に富んだ丘陵地の独特の自然景観を守り・育てる！

歴史文化

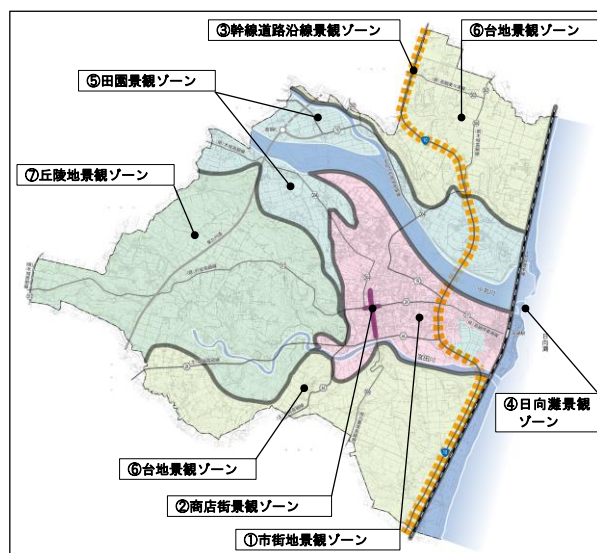
- ⑧城下町情緒漂う景観や歴史・文化的資源を取囲む景観を守り・育てる！
- ⑨高鍋神楽をはじめとした固有の民俗文化の景観を守り・育てる！

しくみ

- ⑩“協働の景観まちづくり”の意識啓発を図る！
- ⑪効果的な景観形成を促す“しくみ”の構築！
- ⑫観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！

景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本町の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



▲景観構造区分図

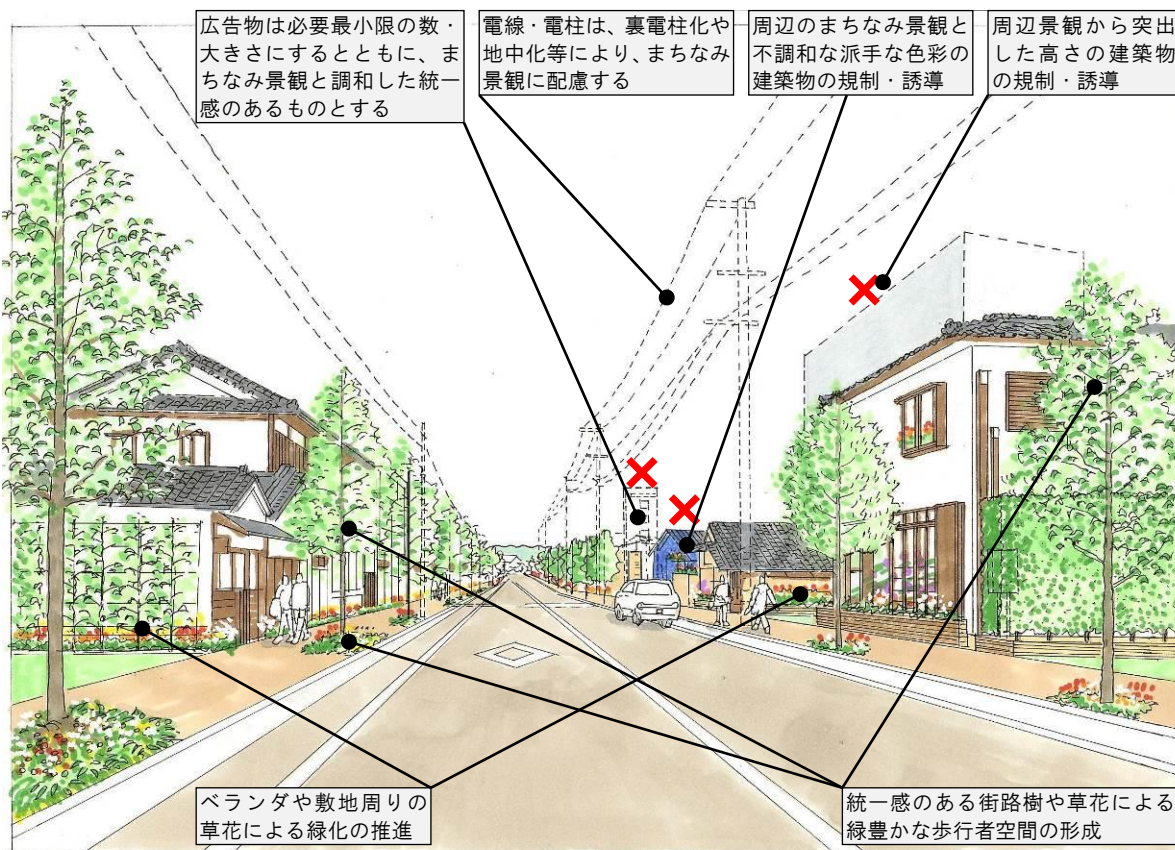
【景観形成方針】

①市街地景観ゾーン	「高鍋の顔にふさわしい 品格と落ち着きのあるまちなみ景観づくり」
②商店街景観ゾーン	「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」
③幹線道路沿線景観ゾーン	「高鍋の景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり」
④日向灘景観ゾーン	「日向灘の美しい海浜景観、およびこれと調和した集落景観の保全・育成」
⑤田園景観ゾーン	「小丸川三角州に広がる 美しく広大な田園・集落景観の保全・育成」
⑥台地景観ゾーン	「洪積台地に広がる 古墳群と調和した田園・集落景観の保全・育成」
⑦丘陵地景観ゾーン	「湿地や丘陵地の美しい自然景観、およびこれと調和した棚田・集落の文化的景観の保全・育成」

1. 市街地景観ゾーン

【景観形成方針】

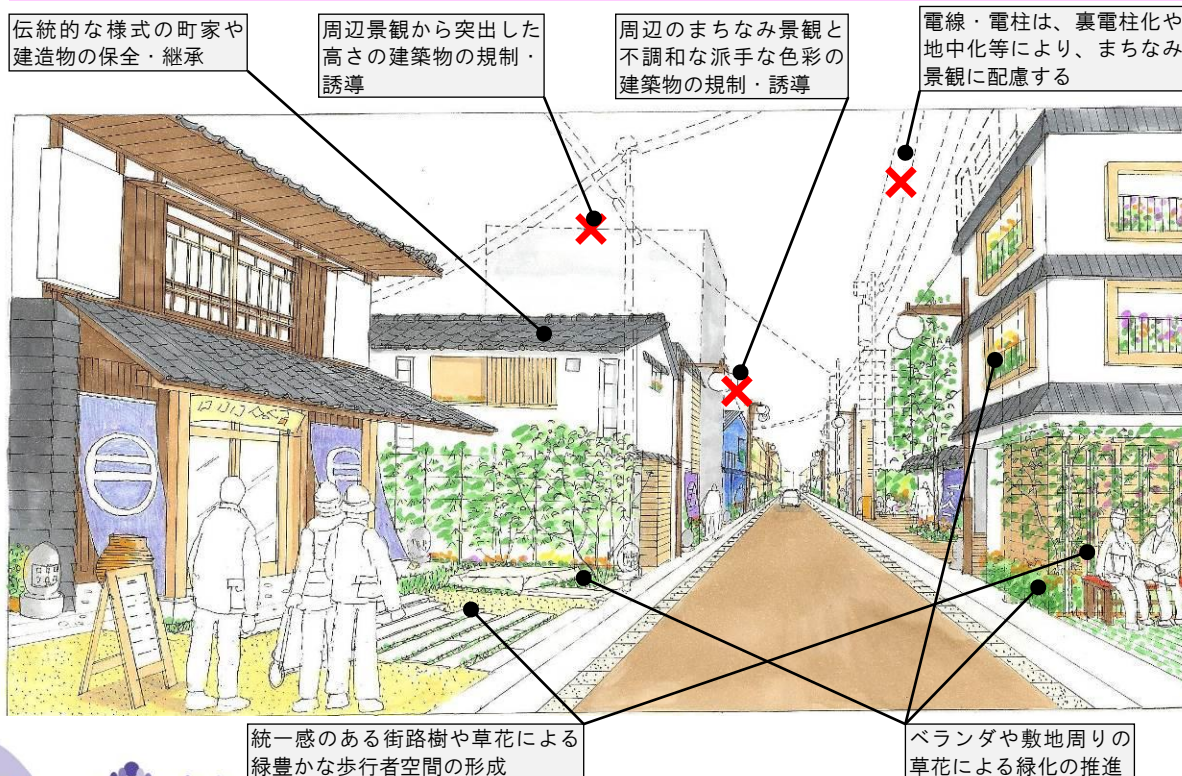
「高鍋の顔にふさわしい 品格と落ち着きのあるまちなみ景観づくり」



2. 商店街景観ゾーン

【景観形成方針】

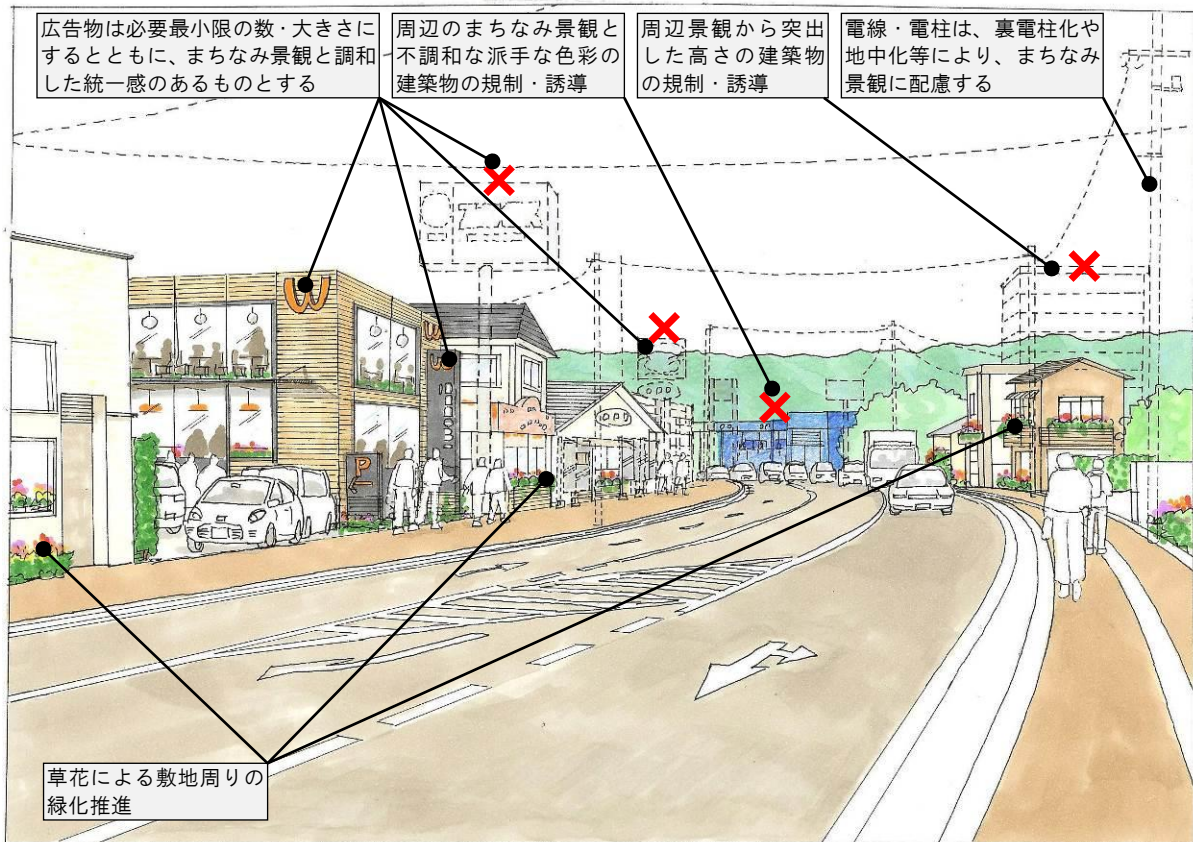
「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」



3. 幹線道路沿線景観ゾーン

【景観形成方針】

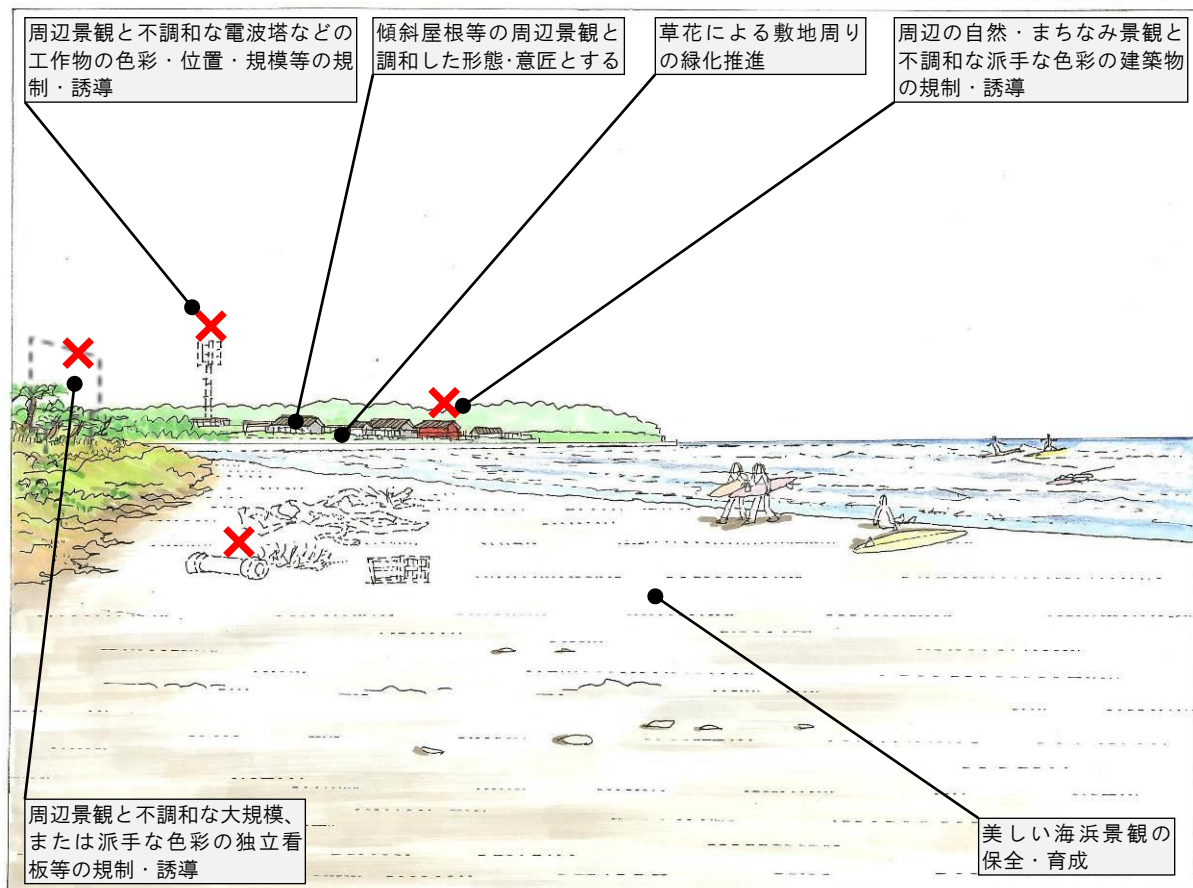
「高鍋の景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり」



4. 日向灘景観ゾーン

【景観形成方針】

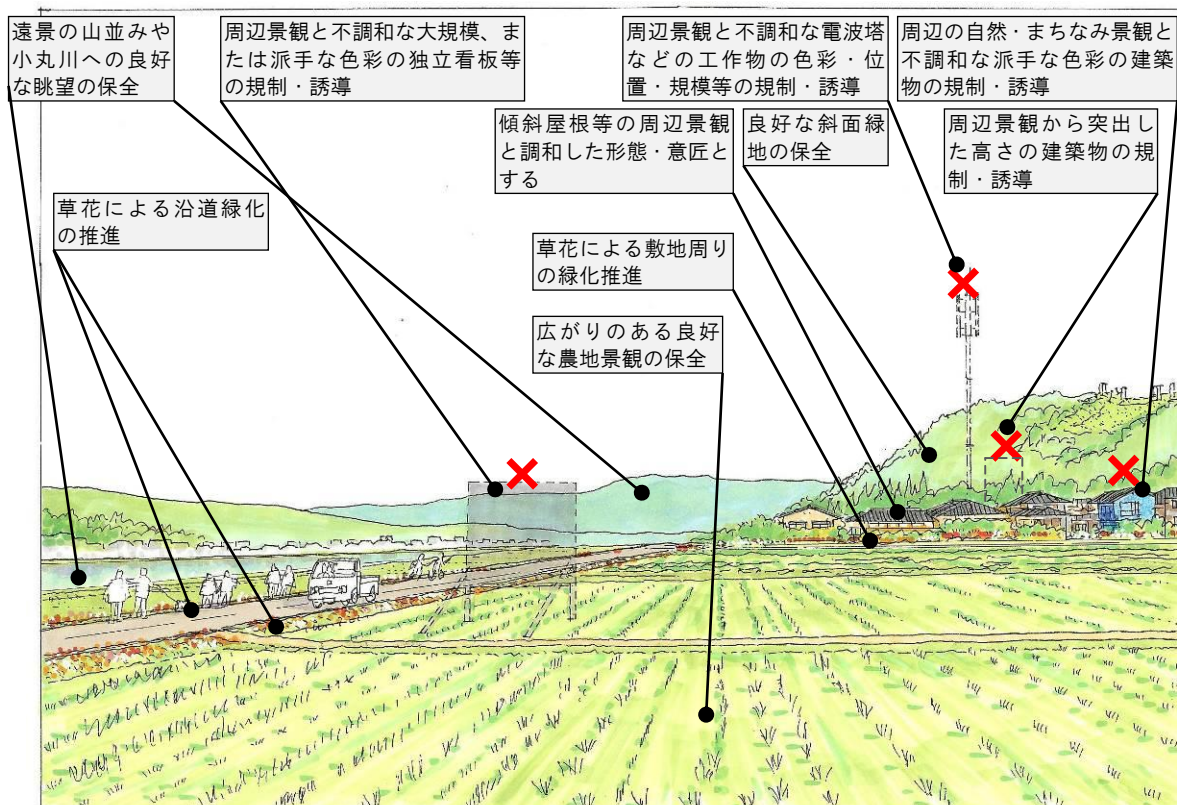
「日向灘の美しい海浜景観、およびこれと調和した集落景観の保全・育成」



5. 田園景観ゾーン

【景観形成方針】

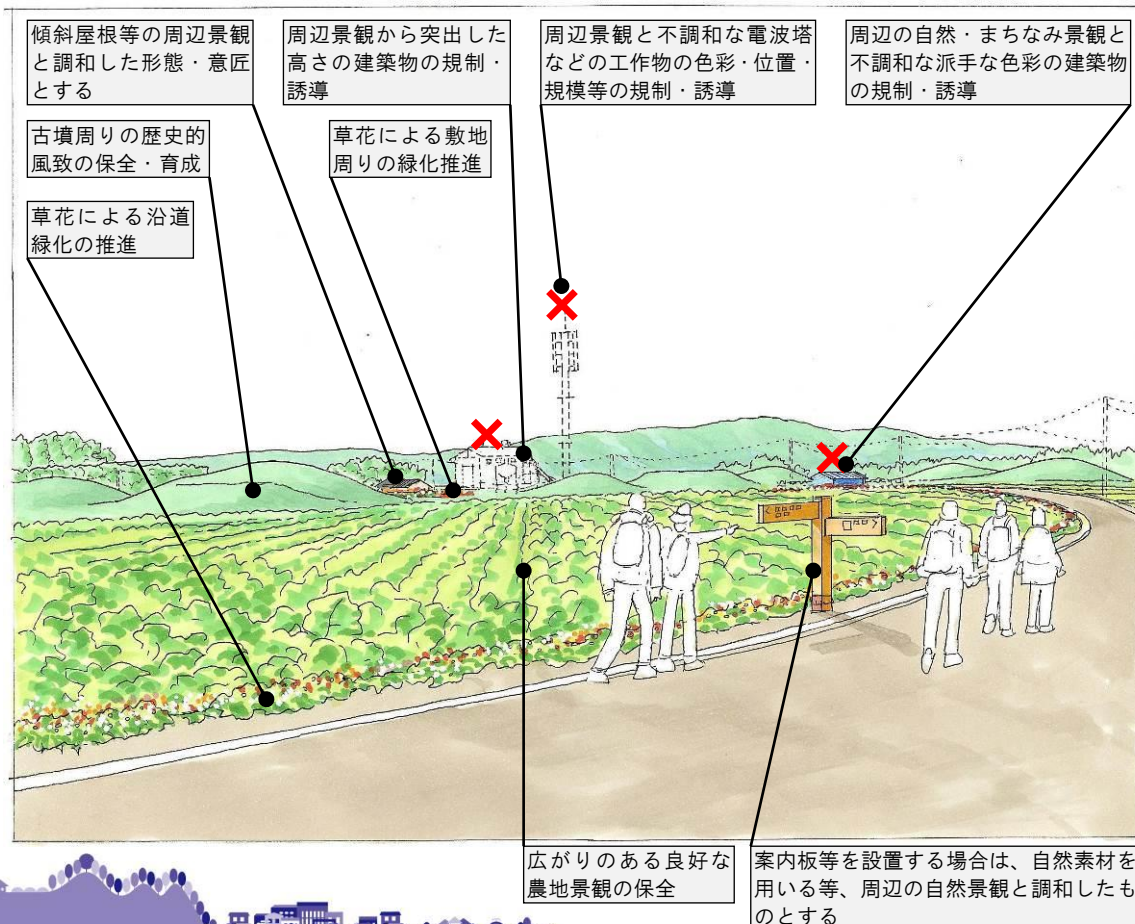
「小丸川三角州に広がる 美しく広大な田園・集落景観の保全・育成」



6. 台地景観ゾーン

【景観形成方針】

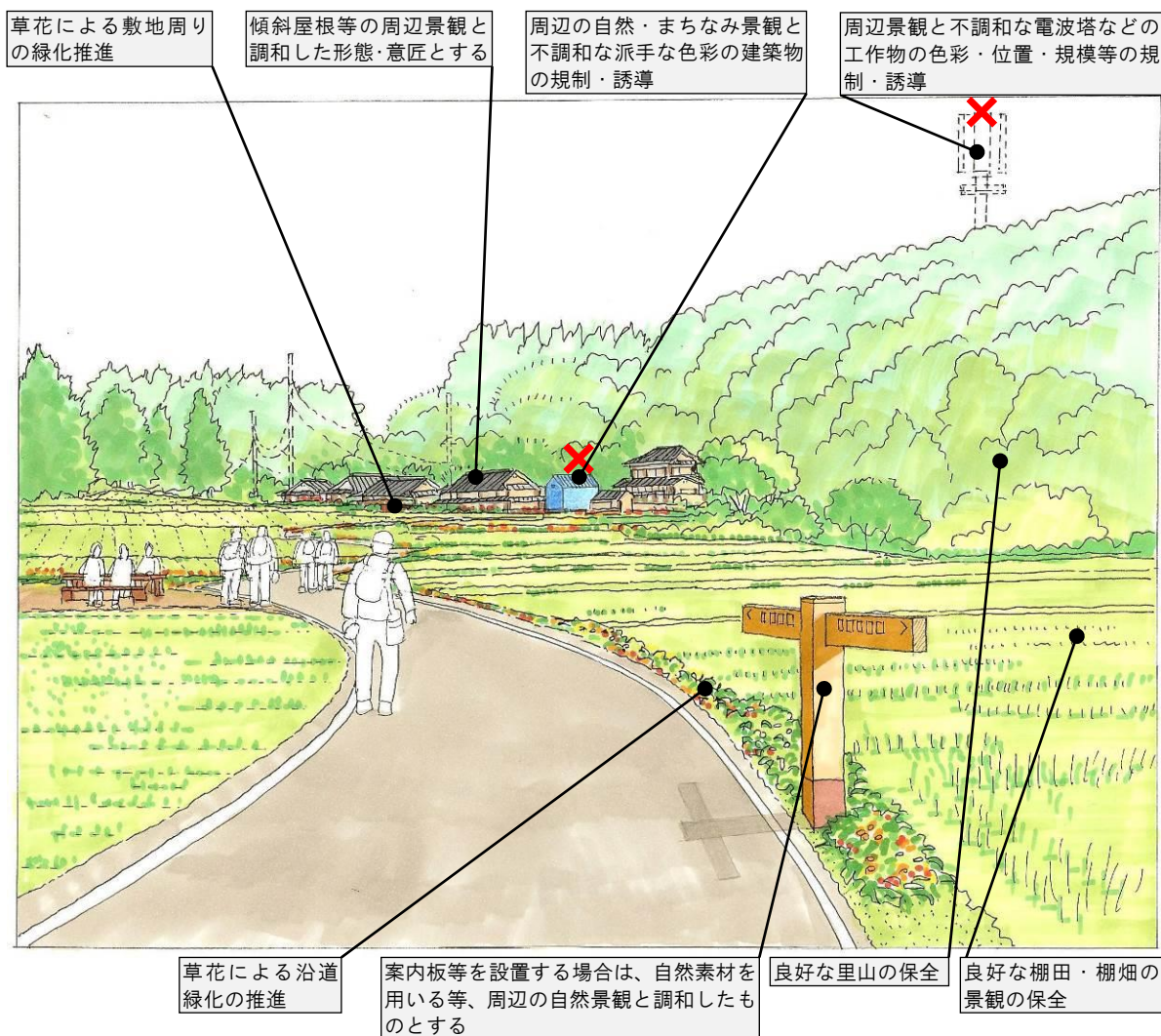
「洪積台地に広がる 古墳群と調和した田園・集落景観の保全・育成」



7. 丘陵地景観ゾーン

【景観形成方針】

「湿地や丘陵地の美しい自然景観、およびこれと調和した棚田・集落の
文化的景観の保全・育成」



届出対象行為

全町域について、以下に該当する場合は届出を行うものとします。

建築物・工作物

	届出対象行為（※1）	届出対象範囲（※2）
建築物	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	全ての建築物
工作物 （※3）	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	建築基準法第6条1項の規定により、建 築確認申請が必要となるもの

※1：ただし、下記に該当する行為は届出の対象外とします。

- ・仮設の建築物の建築等
- ・災害、事故、火災等により施設または工作物が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増築、改築または移転
- ・その他町長が認める行為

※2：ただし、下記に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
新築、増築、改築、移転	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）又は屋根面の水平投影面積（※）の 5分の1以下となるもの（※：壁面広告を含む面積とする。）

※3：工作物とは、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物を指します。

◇届出の必要はないが、「景観形成基準」に配慮すべき行為

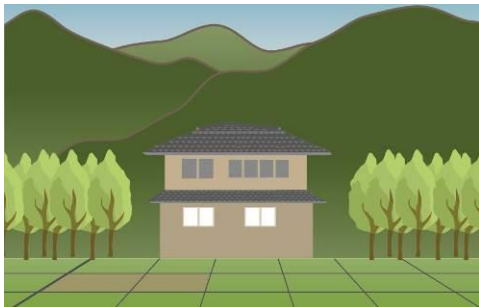
「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

届出対象行為に係る景観形成基準

配置、高さ、形態・意匠、色彩・素材、屋外設備類、外構、緑化、照明といった景観項目について、基準を設けます。

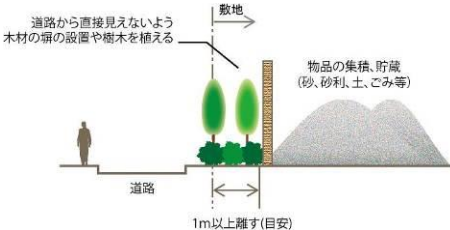
全域の景観形成基準

項目		景観形成基準
配置	高さ	●道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。 ●周辺の自然景観との調和やまちなみの連続性に配慮した配置とする。 ●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。 ●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。 ●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。
		(遠景) (遠景) (近景) (近景) ▲稜線を阻害しない建築物の配置 ▲稜線を阻害しないように配置を工夫した例
建築物・工作物	形態・意匠	●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。
		▲山なみを遮らないように配置された建物の例 ▲まとまりのある建築物の高さの例 ●特に、高鍋城址や高鍋商店街周辺の旧城下町地区については、和風を基調とした、城下町情緒の演出に配慮した形態・意匠とする。 ▲城下町情緒の演出に配慮した形態・意匠の例 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 圧迫感を感じさせないように配慮した大規模建築物のイメージ→ ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。

項目	景観形成基準
建築物・工作物 色彩・素材	● 周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色彩・素材とする。 ■ 周辺景観と調和した配色の例  ▲ 好ましくない例  ▲ 好ましい例 ● 特に外壁の色彩については、マンセル値により R～Y は彩度 6 以下、GY～RP は彩度 4 以下とする。 ● ただし、板張仕上等の自然素材、もしくはこれに類する仕上とする場合は、彩度 6 以下とする。 ● 上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※1 本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。 ※2 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで） ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁およびガラス等の素材本来が持つ色彩 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 町長が景観に関する審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの * 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など ● 高鍋らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ● 耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 ● 施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。



項目		景観形成基準							
建築物・工作物	色彩・素材	色彩について 色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできない。このため、高鍋町景観計画では、日本工業規格（JIS）標準色表として採用されているマンセル表色系を使用している。 【高鍋町景観計画における色彩基準】 本計画では、建築物、工作物の外壁に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相R～Yは彩度6以下、GY～RPは彩度4以下（ただし板張仕上、もしくはこれに類する仕上は彩度6以下）」としている。 下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示している。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認すること。 ■マンセル表色系とは 日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である。ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現している。 【色の三属性】 <table><tr><th>① 色相</th><th>② 明度</th><th>③ 彩度</th></tr><tr><td>基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせる。</td><td>色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。</td><td>色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。</td></tr></table> ▲マンセル表色系のイメージ 【マンセル値の読み方】 ① 5 R 4 / 14 （5アール4の14と読む） ② 色相 明度 彩度		① 色相	② 明度	③ 彩度	基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。
		① 色相	② 明度	③ 彩度					
		基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。					

項目	景観形成基準
屋外設備類	●屋外の配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 
外構	●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。   ●駐車場、駐輪場、ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、主屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。  
緑化	●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路に接する場所など、公共の場から見える場所についてはできる限り緑化に努める。 ●庭先に植栽スペースを確保したり、窓辺を草花で彩るなどにより、美しいまちなみ景観の形成に努める。    
照明	●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。



4

景観重要建造物・景観重要樹木の

指定の方針 〔景観法第8条第2項第3号〕

地域に点在する、歴史的建造物や大樹などの町の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、高鍋らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物、または仮指定された建造物については、適用しません。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、または仮指定された樹木については、適用しません。

5

景観重要公共施設の整備に

関する事項 〔景観法第8条第2項第4号〕

地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、および将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置付け、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

【指定基準】

- ① 町の景観の骨格をなしている。
- ② 住民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③ 地域の景観の核として親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想される。

6

景観づくりを推進するために

推進体制

住民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

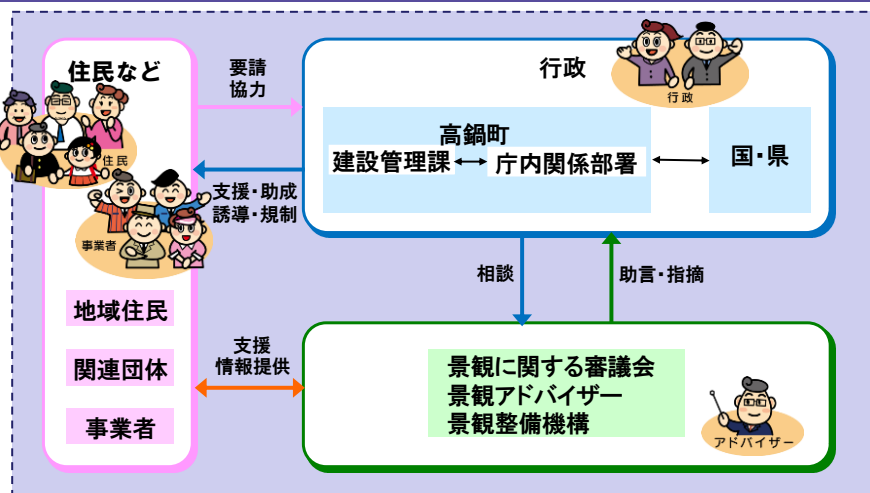


効果的な景観形成推進にあたって

現在実施している景観形成事業や景観計画策定懇談会の中で出た意見をもとに、これからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

1. 実効性の高い運用システム

●景観アドバイザー制度等の実効性の高い運用システム構築の検討



▲景観づくりの推進体制

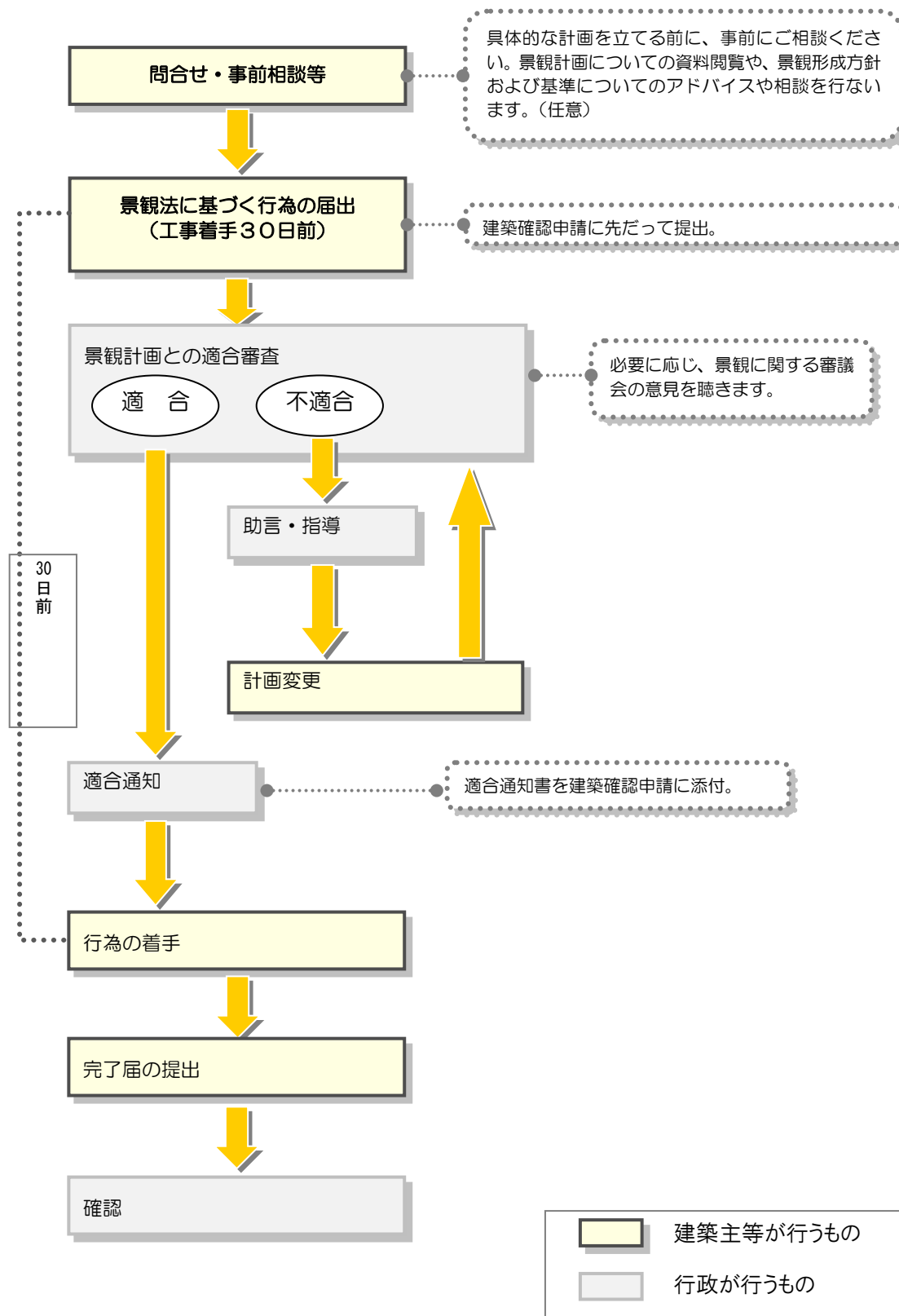
2. まちづくり等との連携

- 眺望ポイントの積極的な育成
- オープンガーデン活動の促進
- 「花いっぱい基金」の創設
- パブリックフットパスづくりの推進
- 「九州風景街道」の活動との連携

3. 住民の意識啓発

- 景観関連計画の検討プロセスにおける、住民主導の検討の仕組みの構築

手続きの流れ



高鍋町

建設管理課

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
TEL 0983-26-2016 FAX 0983-23-6303

